

家庭用可燃ごみ袋の 臨時措置期間の延長について

現在、指定ごみ袋が購入できない場合に市販の袋を利用できる臨時措置を実施しておりますが、**9月30日まで臨時措置期間を延長することとしました。**

指定ごみ袋は、例年どおりに製造・販売されており、ごみの量は増加しておりません。

必要以上の購入（買いだめ）は控えていただき、必要な分だけの購入にご協力くださるようお願いいたします。

実施期間の延長

【変更前】令和8年6月22日（月）から**7月31日（金）**まで

【変更後】令和8年6月22日（月）から**9月30日（水）**まで

※期間を再延長する場合は、再度お知らせします。

使用できる袋

- ・45リットルまでの袋
- ・透明または半透明の袋
- ・レジ袋（中身が見えるもの）



使用できない袋

- ・45リットルを超えるサイズの袋
- ・黒色などの袋
- ・肥料袋・飼料袋など産廃系の袋
- ・他自治体の指定袋



お問い合わせ先

- ・三戸地区環境整備事務組合 0179-25-2113
- ・三戸町役場 住民福祉課 0179-20-1151